

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、北九州市交通局から令和2年9月17日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線一部廃止）届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。  
意見聴取結果は以下のとおりです。

## 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果について

### ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

公示番号：九運公第45号

事案番号：福2廃8（北九州市交通局）

### イ 意見聴取の日時及び場所

令和3年2月16日（火）13時30分から

福岡合同庁舎新館10階 九州運輸局

### ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名

#### 【福岡県】※書面による陳述

福岡県 企画・地域振興部交通政策課 課長 片山 潔

#### 【北九州市】※書面による陳述

北九州市 建築都市局 都市交通政策課 課長 塚本 祐嗣

### エ 陳述の要旨

#### 【福岡県】

#### (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（北九州市交通局）との協議内容

- ・ 沿線自治体である北九州市からは、今回の廃止は効率的な路線運行の一環として、既に代替・競合路線がある路線又は輸送人員が少ない路線の一部を廃止するものであり、北九州市交通局における運転者不足や決算状況等を考慮すれば、やむを得ないものとする、と聞いている。今後、3月に予定している北九州市営バス全体のダイヤ改正を踏まえた北九州市の意見を確認し、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会としての結論を出す。

#### (2) 自治体や住民等の意見

- ・ 北九州市の意向を尊重する。

#### (3) 路線廃止に対する代替交通の計画

- ・ 北九州市からは、代替交通等の対策は考えていないと聞いている。

#### (4) 廃止予定日の繰り上げの是非 … 非

- ・ 北九州市の意向を尊重する。

## 【北九州市】

### (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（北九州市交通局）との協議内容

#### 【北九州市及び北九州市交通局との協議】

- ・ 令和2年9月4日  
当該路線の収支状況の悪化及び路線見直しの必要があることを説明。
- ・ 令和2年9月24日  
福岡運輸支局へ事業計画変更届出を提出したことを報告。

#### 【バス対策協議会の協議】

- ・ 令和2年9月17日  
路線廃止申し出。
- ・ 令和2年10月22日  
路線廃止の内容について説明。運行回数、輸送人員、経営状況を考慮すればやむを得ないとの意見が大半であった。  
北九州市バス対策協議会を開催し、地元への説明・周知も含め、意見を聴取すべきとの意見があった。
- ・ 令和3年1月21日、22日  
北九州市バス対策協議会開催（若松区、八幡西区）  
運送事業者より、当該路線の収支状況の悪化及び路線見直しの必要があることを説明。各区からは今回の路線の廃止について、やむを得ないものとして受け入れるとのことであった。

### (2) 自治体や住民等の意見

- ・ 北九州市交通局から申し出のあった路線の廃止については、輸送人員が少なく、運転者不足を含めた経営状況を考慮すれば、やむを得ないものとして受け入れる。

### (3) 路線廃止に対する代替交通の計画

- ・ 八幡西区  
（浅川地区）近隣に他のバス路線の停留所がある。  
（西曲里町地区）同一路線で他の運送事業者が運行している。
- ・ 若松区  
（久岐の浜地区）  
運行回数は1日1便であり、利用者も0～1人程度であり廃止に伴う利用者への影響は少ない
- ・ 以上のことから代替交通等の対策は考えていない。

### (4) 廃止予定日の繰り上げの是非 … 非

- ・ 利用者への周知を十分に行う必要があるため、廃止日の繰り上げは認められない。